

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）について

マル経融資は、柏商工会議所の経営指導を半年以上受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

（詳細は https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html）

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）

	融資限度額	融資期間	金利（年）	保証人・担保
運転資金	2,000 万円	7 年以内（措置期間 1 年以内）	1.21% 柏市の利子補給適用で 5 年間実質金利 1.0% （令和 3 年 4 月 1 日時点）	不要
設備資金		10 年以内（措置期間 2 年以内）		

※1,500 万円を超えるお申込には、事業計画の作成及び貸付後には半年ごとの実施訪問を受けていただき、進捗状況をお聞きさせていただく必要があります。

○新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充措置）

取扱期日(令和 3 年 12 月 31 日)

	融資限度額	融資期間	金利（年）	保証人・担保
運転資金	通常のマル経融資 ＋ 別枠 1,000 万円以内	7 年以内（措置期間 1 年以内）	通常のマル経融資利率から当初 3 年間は▲0.9%引下げ 柏市の利子補給適用で、5 年間 実質金利 0% ※一定の要件あり	不要
設備資金		10 年以内（措置期間 4 年以内）		

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月の売上高又は過去 6 か月（最近 1 ヶ月を含む）の平均売上高が前 3 年のいずれかの年の同期と比較して 5 %以上減少している場合。

融資対象	1. 従業員数が商業・サービス業は 5 人以下の個人と法人の方。製造業・その他は 20 人以下の個人と法人の方 2. 柏商工会議所の経営指導を 6 ヶ月以上受けている方 3. 最近 1 年以上、柏市内（柏商工会議所の地区内）で同一事業を継続して行っている方 4. 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方 5. 所得税、法人税、事業税、住民税等を完納している方 ※ 柏商工会議所の推薦が必要。ほかにも要件あり
必要書類	1. 前期・前々期の決算書および確定申告書 2. 税務署受付印のある確定申告書（電子申告の場合、受付が確認できるメール詳細を印刷したもの） 3. 決算後 6 ヶ月以上経過の場合は最近の試算表 4. 会社の登記事項証明書 5. 許認可業種の場合は許可証 6. 見積書・カタログ等（設備資金の申込の場合） ※ 新規のご相談の場合、不動産の登記事項証明書

※ 審査の結果、どちらの融資もご希望に添えないこともあります。

【申込・問合せ】 柏商工会議所中小企業相談所 TEL : 04-7162-3305 / FAX : 04-7162-3323